

平成31年4月1日

2019年度 奨学生募集のご案内

大学生・大学院生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 石井 剛
TEL 022-264-6239

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な大学生・大学院生に対し奨学金を貸与し、また、高校生・高等専門学校生・看護学校生及び外国人私費留学生には奨学金を支給している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて大学生・大学院生の奨学生を募集しますので、ご案内致します。

1 応募資格

大学生・大学院生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力で、向学心があり、家庭の事情から学資負担の困難な学部学生あるいは大学院生で、宮城県下の各大学に通学している東北6県出身者の方を対象とします。また、岩手大学に在学する宮城県出身者を対象とします。(在学年次は問いません。)

また、現在、他の奨学機関から奨学金の貸与あるいは支給を受けている人でも、当財団の奨学金を受けることが出来ます。

2 貸与奨学金

- (1) 正規の修学期間、下記の奨学金が貸与されます。

国公立大学生・大学院生の場合	奨学金の月額	30,000円
私立 大学生・大学院生の場合	奨学金の月額	40,000円

- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の支払開始は7月になります。
(7月の第1回目の貸与は、4月～8月の5カ月分を一括して貸与)

3 返済条件

大学を卒業後、貸与期間の3倍の期間で、均等半年賦返済と致します。
なお、貸与奨学金には原則、利息は課せられません。(無利子)

4 応募の手続

- (1) 出願には大学長の推薦が必要です。あらかじめ学生課奨学金係の方にご相談下さい。

* 応募には下記の書類が必要です。

- ① 大学生・大学院生奨学金申込書(願書・推薦調書)・・・1通
(両親等の身元保証人が必要です。)

- ② 本人の写真(上記申込書に貼付)・・・1枚
(6ヶ月以内のもので、縦4.0cm×横3.0cm程度、白黒・カラーを問わず)
③ 収入を証明する各添付書類(別紙「2019年度応募者資料」参照)
④ 特別な控除を受けるための証明書類(別紙「2019年度応募者資料」参照)
該当する場合のみ提出

応募締切について：応募ポスターは4月25日(木)となっておりますが、大学での締切は、各大学の学生課奨学金係の方に確認して下さい。

5 選考と採用

- (1) 6月上旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書を公正に審査し、10名以内を奨学生として採用致します。
(2) 採否は、6月下旬に大学を経由し本人にご通知致します。
なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますのでご遠慮願います。

6 採用になった場合

- (1) 学校より、奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入押印の上、同一生計家族全員の住民票を添え、当財団が指定する期日[7月6日(土)午後18時にオリエンテーションを予定]に持参して下さい。なお、後日、本人宛にご案内致します。
また、誓約書及び貸与終了後の「奨学金返済約定書」には連帯保証人2名(あなたが万一返済できなかった時に、あなたに代わって返済の義務を負う人なので、返済能力のある父母どちらか1名と返済能力のある親類の方等1名)の記入が必要ですのでご留意下さい。
(2) 奨学金は、大学宛に送金致します。各大学の学生課奨学金係よりお受け取り下さい。
この時、奨学金支払簿へ受領印を押印して下さい。

7 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。もし、記入しなければならぬことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうことになりますのでご注意下さい。
(2) 自分が以前、高校等で当財団の奨学生だった人、及び兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合は、申込書の「家庭事情」欄にその旨を記入して下さい。
(3) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容(例：母の実家、祖父の持家等)を記入して下さい。
(4) 申込書の記入内容や収入等を証明する各添付書類に不備がある場合は受付致しませんので、きちんと確認してから学校へ提出して下さい。もし、分からない所がありましたら、大学の奨学金係の方に問い合わせして下さい。以上

平成31年4月1日

2019年度応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

同一生計家族と年間総収入額及び所得証明等について

I 同一生計家族

財布を一緒にして生活している家族をいい、必ずしも同居しているかだけで判断しません。

たとえば、親子が同一の家屋に住んでいたとしても、いわゆる二世帯住宅で、一階には親である老夫婦が、二階には息子夫婦と孫が暮らし、食事や家計費を親子で完全に分けて生活しているならば、老夫婦と息子夫婦は同一生計家族になりません。(同一生計家族となる祖父母が年金受給者の場合は、祖父母それぞれの年金年間受給額を年間総収入額欄へ記入し、所得証明として年金の源泉徴収票等の添付が必要となります。)

逆に、成人して家を出て働いている子が、収入の少ない親へ定期的に仕送りしてその生活を補助していれば、子と親は同一生計家族とみなします。

II 年間総収入額と所得証明

当財団で把握したい年間総収入額は、2019年1月～12月の一年分です。

しかし、2019年分の収入を把握する事が非常に困難なため、会社勤めや自事業者は前年(2018年)と同じ会社に勤めて同じ給料を受ける、同じ事業を行い同じ収入を得ると仮定し、前年(2018年)の「源泉徴収票」や所得の「確定申告書」の所得証明を求めています。

そこで、所得者の状況が前年と異なる場合(生活保護世帯、死亡した、失業した、定年退職した、事業を廃業した、前年途中又は今年から働いた、今年から事業を開始した等)は、2019年の一年分の収入を予測して記入することになります。

よって、年間総収入額の金額及びその収入を証明する各添付書類、または、他に特別な控除を受ける場合の証明となる各添付書類については下記の点にご留意下さい。

1 収入を証明する各添付書類 [所得の種類及び年間総収入額(万円単位:千円以下切捨)]

(1) 給与・賃金等所得の人

① 2018年1月1日以前より同じ会社に勤務している場合

・2018年分給与所得者の源泉徴収票の写しを添付

所得の種類は「給与」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。

② 2018年1月2日以降に就職または転職した場合

・就職した場合

新勤務先からの年収見込証明書の写し又は直近3ヶ月分の給与明細書の写しを添付
(年間総収入額は平均給与支給総額×1月～12月までの勤務予定月数)

・転職した場合

前勤務先の退職までの源泉徴収票と新勤務先の年収見込証明書等の写しを添付
(年間総収入額は前勤務先と新勤務先の合計)

③ 失業した人で雇用保険基本手当(失業給付)を受給している(見込含む)場合

・雇用保険受給資格証の写しを添付(今年退職までの収入があれば源泉徴収票の写しも)
(所得の種類は「失業手当」、年間総収入額は基本手当日額×今年の給付日数)

(2) 自営業(商店・農業等)及び保険外交員等の所得の人

① 2018年1月1日以前より同じ業務形態の場合

・2018年分確定申告書の第一表と第二表(控)または、2019年度市町村民税・県民税申告書の写しを添付。また、確定申告を電子申告(e-Tax)で行った場合は、確定申告書の写しの他に受信通知(メール詳細画面)等も添付
(所得の種類は「事業」、年間総収入額は確定申告書の収入金額等の事業合計を記入)

② 2018年1月2日以降に開業又は廃業した場合

・税務署への「事業開業・廃業届出書」の写しを添付
(今年の収入金額を予想して年間総収入額に記入)

(3) 年金(遺族年金や障害年金含む)を受けている人

・2018年分公的年金等源泉徴収票または年金額改定通知書、年金証書等の写し
(所得の種類は「年金」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入)

(4) 生活保護を受けている人

・今年生活保護決定(改定)通知書の写しを全部添付
(所得の種類は「生活保護」、年間総収入額は合計平均金額×今年該当予定月数)

(5) 各種手当(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等)を受給している人

・受給金額のある通知書、受給証明書等の写しを添付(紛失の場合は通帳の写しも可)
(年間総収入額は月額×今年該当月数) **児童手当の1月～3月分の記入漏れに注意**

2 特別な控除を受けるための証明書類(該当する場合のみ提出)

(1) 障がい者(1級～3級)や要介護者(3以上)がいる世帯

・障がい者手帳、介護保険証の写しを添付

(2) 主に家計を支えている者が別居(単身赴任)している世帯(自己都合の別居を除く)

・単身赴任を証明する会社からの証明書、または別居者の氏名と住所のある水道光熱費等の領収書の写しを添付

(3) 長期療養(6ヶ月以上継続)を必要とする人がいる世帯

・別紙の支出明細書に記入、押印し、直近6ヶ月分の領収書の写しを添付

(4) 火災・震災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(2018年以降の被害に限る)

・別紙の支出明細書に記入、押印し、被害を受けた証明書と実費の領収書の写しを添付

※注意事項

市町村発行の課税証明書及び非課税証明書は所得証明として使用できませんので、源泉徴収票か確定申告書の写しを収入証明として添付して下さい。

(2018年分の市町村発行の所得証明書の発行が6月以降になるため)

以上